

介護職員初任者研修費補助制度

～研修の受講費用の一部を補助します!!～

富士宮市では、介護事業所における介護従事者の増加と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上、市内の介護事業所に雇用されている人に対し、研修に要した費用の一部を補助します。

1 補助対象

下記の全てに該当する人

- (1) 介護職員初任者研修を修了していること。
- (2) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 研修を修了した日から1年以内であること。
- (4) 市内の同一の介護事業所に、介護職員として3か月以上継続して直接雇用され、かつ、申請時においても雇用が継続していること。 ※研修修了日前の雇用期間は含めない。
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度及び過去に同様の補助等を受けていないこと。

2 補助金額

研修に要した対象経費（受講料及び教材費）の半額（10円未満切捨て）とし、上限5万円。

3 補助予定

10人程度（予算の範囲内で）

4 申請方法・提出書類

研修修了後1年以内に、補助対象要件を満たした時点で、次の書類を下記の申請先に直接提出してください。（原則として本人申請）

- (1) 補助金交付申請書 <第1号様式>
- (2) 本人確認書類（写）（免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- (3) 静岡県が指定する研修事業所が発行する受講料等の領収書（写）
（※研修名が記載されているもの）
- (4) 研修機関が発行する修了証明書（写）
- (5) 介護事業所が発行する雇用証明書 <第2号様式>
- (6) 保護者等による同意書（未成年者のみ） <第3号様式>

申請受付 令和6年4月1日～

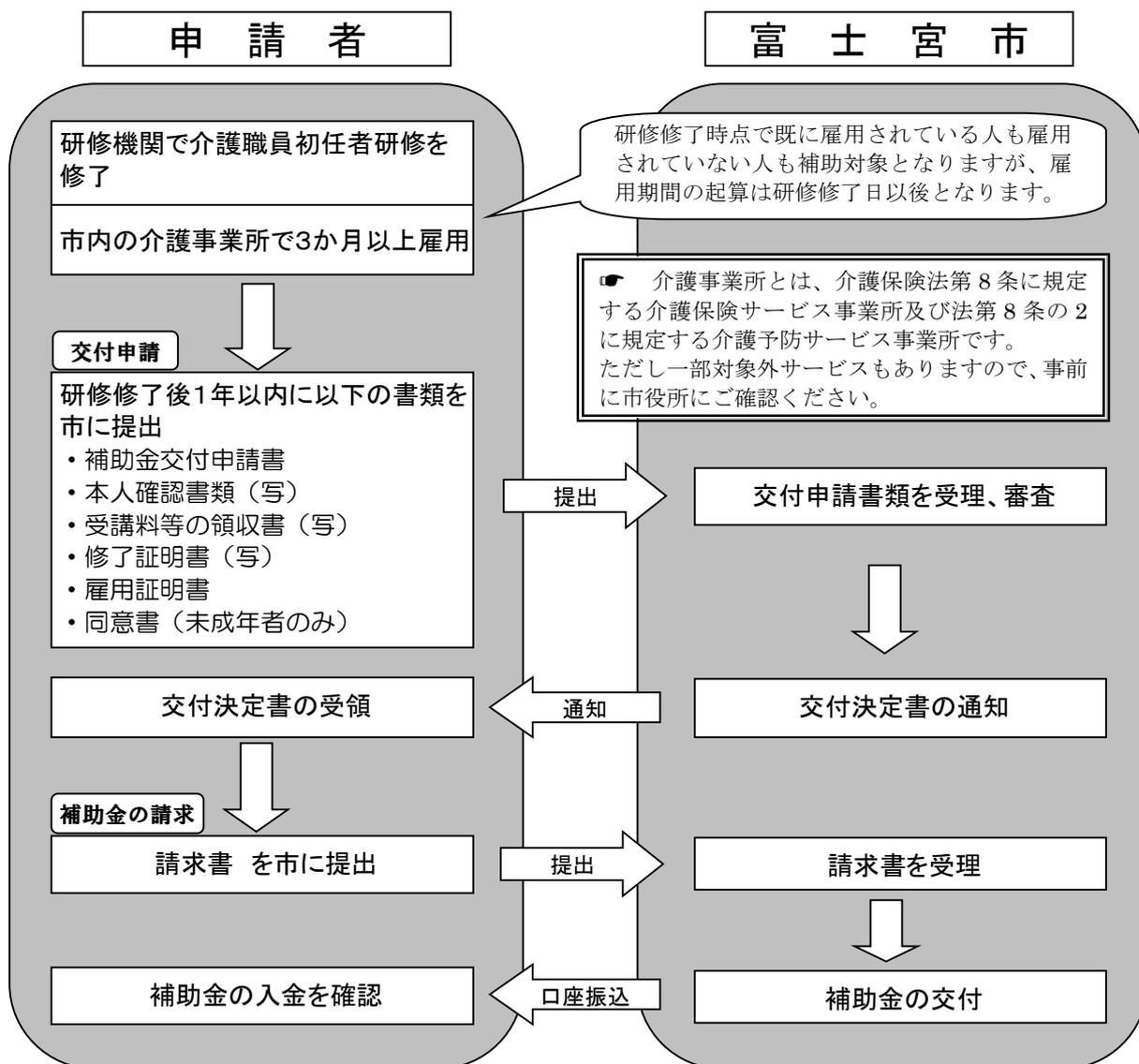
事業の詳細、申請書等については下記ホームページをご覧ください。

富士宮市ホームページ（介護職員初任者研修費補助制度）

トップ → 市民の皆さんへ → 健康・福祉（介護保険）
→ お知らせ（介護職員初任者研修費補助制度）

＜問合せ・申請先＞ 富士宮市 保健福祉部 福祉企画課
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地
TEL 0544-22-1114 FAX 0544-22-1277
Eメール fukushi@city.fujinomiya.lg.jp

介護職員初任者研修費補助金の手続きの流れ



申請のタイミング

以下の①②を満たしたら申請する。※研修修了日から1年以内

- ①研修を修了する。②市内の同一の介護事業所に介護職員として3か月以上継続して雇用されている。（研修修了日前の雇用期間は含めない）

例1) 研修修了後に雇用された場合



例2) 研修修了前に雇用されている場合

